



報道機関 各位

記者発表資料

令和元年10月24日(木)

問い合わせ先:防災課

課長:高埜

担当:横田、前岡

電話:829-1126

内線:2355

台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ(第4号)

台風第19号の被災者への支援内容について、現在さいたま市で行っている制度等 をお知らせします。

詳細は、別添資料をご参照ください。

発行:さいたま市役所

さいたま市から令和元年 台風第 19 号の被災者の皆様へのお知らせ

令和元年10月に発生した台風第19号の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。 さいたま市で行っている支援内容についてお知らせします(10月24日時点)。 なお、修正または追加となった項目については、【修正】【追加】の表示をしておりますの で、ご確認ください。

また、内閣府・総務省・法務省から被災者の皆様へのお知らせがあります。詳しくは別添1をご確認ください。

減免、支給等には、災害による被害が一時的に多数生じる可能性がある場合等により、 申請期限や制限等があります。

また、「対象」や「必要書類」は目安です。

詳しくは、各担当部署へご確認ください。

◆台風第19号に伴う各種支援制度

項目	対象	必要書類等	担当部署
りさい 罹 災 証明書	暴風、暴雨、洪水等の自然災害に伴い、家屋等に被害を受けた場合で、災害と被害の因果関係が確認できる場合	□申請書 □被災(浸水)状況の写真 □申請に来られた方が申請者 本人であることを確認でき る書類(運転免許証等) □認印	各区役所総務課 防災・総務係 ※大宮区役所・南区役所 は 総務課 防災・防犯 係
り災証明書 (火災)	火災によって家屋等が被害 を受けた場合で、消防が火災 と被害の因果関係を確認で きる場合	□申請書 (本人以外の場合は、委任状が 必要となる場合があります。) □窓口に来られた方が、申請者 本人であることを確認できる書類(運転免許証等)	各消防署 各出張所
日本赤十字社 からの救援物 資	住居が床上浸水以上又は半 焼・半壊以上の被害になった 場合	□申請書 □罹災証明書等被災状況がわ かる書類(写し可)	
災害見舞金の 支給	・住居が床上浸水以上又は 半焼・半壊以上の被害にな った場合 ・災害により1か月以上の 加療を要する重傷を負っ た場合	□申請書 □罹災証明書等被災状況がわ かる書類(写し可) □認印	各区役所福祉課 管理係
災害弔慰金の 支給	災害により死亡した場合	□申請書 □罹災証明書等被災状況がわ かる書類(写し可) □埋火葬証明書 □認印	

発行:さいたま市役所

項目	対象	必要書類等	担当部署
災害援護資金 貸付	災害により①~③の負傷、損害を受けた場合 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合 ②家財の3分の1以上が損害した場合 ③住居の半壊又は全壊・流出した場合 ※所得制限があります。 ※被害状況により貸付限度額が異なります。	□借入申込書 □罹災証明書 □市県民税所得・課税証明書な ど、世帯員全員の直近の所得が わかるもの □住民票(世帯員全員の記載が あるもの) □その他必要書類	各区役所福祉課 管理係 ※必要書類が対象 内容により異なり ますので、事前にご 相談ください。
【修正】 市営住宅への 緊急仮入居	災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合 ※提供できる住宅・戸数には限りがあります。	□申請書 □住民票(※) □罹災証明書 □窓口に来られた方が申請者 であることを確認できる書 類(運転免許証等) ※手数料が無料となります。 罹災証明書を持参の上、 区民課、支所、市民の窓口 にお越しください。	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 Fax 825-1822 市役所住宅政策課 住宅整備係 TEL 829-1521 Fax 829-1982
浸水住宅改良 資金の融資	浸水を防ぐ目的として、次に 掲げる工事を行う場合 ・住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随 する工事 ・改築における土盛り等の 基礎工事 【融資限度額】 300万円以内	□申請書 □土地又は住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること □市税を完納していること □市已資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難のあることの賞のでは、があると関係のでは、があること □確実な連帯保証人があること	住宅政策課 住宅政策係 Tel 829-1520 Fax 829-1982
【追加】 住宅の応急修 理	次の①又は②に該当し、一定 の条件を満たした場合 ①災害により半壊の住家被 害を受け自らの資力ではない 急修理することができない 者 ②大規模半壊の住家被害を 受けた者	□住宅の応急修理申込書 □罹災証明書 □資力に関する申出書* ※左欄①の場合に限る	市役所建築行政課 Tel 829-1534 Fax 829-1982
		各区役所、消防署の連	・ 『絡先は6ページに記載

発行:さいたま市役所

項目	対象	必要書類等	担当部署
水道料金の減 額	台風、集中豪雨等により、居住 する家屋が床上浸水による被 害を受けた場合	□申請書 □罹災証明書 □認印 ※申請書類の受付のみ	水道局各営業所窓口 各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
道路及び家屋 周辺の消毒	台風、集中豪雨等により道路 冠水等があった場合	口被災者からの要請等による	各区役所
下水道使用料 の減免	台風、集中豪雨等により、居住 する家屋が床上浸水による被 害を受け、使用料納付が困難 と認められる場合	□申請書 □罹災証明書 □認印 ※申請書類の受付のみ	くらし応援室 くらし支援担当
市民税 • 県民税 の減免	住宅や家財に受けた損害が一 定の条件を満たした場合	□申請書 □罹災証明書 □損害額・補てん額を明らかにできる書類 □申請に来られた方が申請者本人であることを確認できる書類(運転免許証等)	各区役所課税課 市民税係
 固定資産税 • 都	家屋に受けた損害が、一定の 条件を満たした場合	□申請書 □罹災証明書	各区役所課税課 資産税係
市計画税の減免	償却資産に受けた損害が、一 定の条件を満たした場合	□申請に来られた方が申請者 本人であることを確認でき る書類(運転免許証等) □認印	市役所固定資産税課 家屋・償却資産係 Tel 829-1186 Fax 829-1986
【修正】 市税及び国民 健康保険税の 徴収猶予	納税者又は納税義務者がその 財産について損害を受け、一 時に納付し、又は納入するこ とができない場合	□申請書 □財産収支状況書 □預貯金通帳、保険証券、 給与明細書の写し等 □罹災証明書若しくは被害を受けた財産及び被害額・補てん額等を明らかにできる書類 □窓口に来られた方が申請者であることを確認できる書類(運転免許証等)	各区役所収納課 収納係 市役所債権回収課 Tel 829-1196 Fax 829-1964 ※国民健康保険税の担 当部署は債権回収課 のみ
国民健康保険 税及び一部負 担金の減免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場 合	□申請書 □保険証 □罹災証明書 □身分証明書 □認印	各区役所保険年金 課 国保係

発行:さいたま市役所

項目	対象	必要書類等	担当部署
国民年金保険 料の免除	住宅や家財等の被害金額が 一定の条件を満たした場合	□申請書 □罹災証明書 □被害額・補てん額を明らかに できる書類 □基礎年金番号のわかる書類 (年金手帳等) □身分証明書 □認印	各区役所保険年金課 年金係
【修正】 後期高齢者医療保険料及び 一部負担金の 減免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場 合	□申請書 □保険証 □罹災証明書 □認印	各区役所保険年金課 福祉医療係
介護保険料及 び介護保険利 用者負担の減 免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場 合	□申請書 □罹災証明書 □窓口に来られた方が、申請者 本人であることを確認できる 書類(運転免許証等) □個人番号確認資料(個人番号 カード又は通知カード)	各区役所高齢介護課 介護保険係
特定教育・保 育施設等利用 者負担額(保 育料)の減免 放課後児童ク 対課後児	児童の属する世帯が居住する家屋等が災害により、次の①~③の損害を受けた場合 ①床上浸水以上 ②全焼、全壊 ③半焼、半壊	□申請書 □罹災証明書 □認印	各区役所支援課 児童福祉係
障害福祉サー ビス等の利用 者負担額の減 免		□申請書 □罹災証明書 □認印	
障害児通所支 援の利用者負 担額の減免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場 合		各区役所支援課 障害福祉係
自立支援医療 等の自己負担 額の減免			連絡失けらページに記載

発行:さいたま市役所

項目	対象	必要書類等	担当部署
	台風等の局所被害によって 生じた枝木をごみ処理施設 に搬入する場合	□申請書 □罹災証明書又は被災届出 受理証	西部環境センター (西区大字宝来 52-1) Tel 623-4100 Fax 622-5353
一般廃棄物処 理手数料(家庭 ごみに限る)の 減免	災害によって生じた家庭ご みを直接ごみ処理施設に搬 入する場合	□申請書 □罹災証明書又は被災届出 受理証 □認印	東部環境センター (見沼区大字膝子 626-1) Tol. 684-3802 Fax 686-0466 クリーンセンター大崎 (緑区大崎 317) Tol. 878-0989 Fax 878-0959 桜環境センター (桜区新開 4-2-1) Tol. 710-6010 Fax 838-5310 ※お近くのセンターへお問い合わせください。
経営・金融特別相談窓口の開設さいたま市中小企業融資制度の利用	市内中小企業・小規模事業 者で、経営全般・資金繰り等 において相談が必要な場合	口担当部署へお問合せください	公益財団法人 さいたま市産業創造財団 Tel 851-6652(経営全般) Tel 851-6391(資金繰り) Fax 851-6653
母子父子寡婦 福祉資金貸付 金の償還金の 支払猶予	災害により、母子父子寡婦 福祉資金貸付金の貸付けを 受けた者が支払期日に償還 金を支払うことが著しく困 難になったと認められる場	□申請書 □罹災証明書 □認印	ひとり親家庭就業・自立 支援センター(子育て支 援政策課内) Tel 829-1948 Fax 829-1960
【追加】 教科書・教材・ 学用品の支給	住家の被害(全壊、流失、半 壊又は床上浸水、もしくは 全焼、半焼)により、教科書・ 教材・学用品を喪失又は損 傷し、就学上支障のある小・ 中・中等教育学校・特別支援 学校・高等学校・専修学校・ 各種学校の児童生徒	□申請書 □罹災証明書(写し可)	教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990

各区役所、消防署の連絡先は6ページに記載

発行:さいたま市役所

項目	対象	必要書類等	担当部署
【追加】 就学援助制度 (学用品の購 入や給食費等 の援助)	本市にお住まいで、経済的 理由により就学困難(罹災 により経済的に就学困難と なった場合を含む)と認め られる小・中・義務教育学 校・中等教育学校(前期課		教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990
入や給食費等	られる小・中・義務教育学		FAX 629-1990

【各区役所の代表電話番号】※FAXは区総務課

西区 : 622-1111	北区 : 653-1111	大宮区:657-0111	見沼区: 687-1111
[FAX] 620-2760	[FAX] 669-6160	【FAX】 646-3160	[FAX] 681-6160
中央区: 856-1111	桜区 : 858-1111	浦和区:825-1111	南区 : 838-1111
[FAX] 840-6160	[FAX] 856-6270	[FAX] 829-6233	[FAX] 844-7270
緑区 : 874-1111	岩槻区:790-0111		
【FAX】 712-1270	[FAX] 790-0260		

【各区の消防署 代表電話番号】※各出張所の連絡先につきましては、各区の消防署にお問い合わせください。

西区 西消防署 : 623-1199	北区 北消防署 : 654-3456	大宮区 大宮消防署:648-6505
[FAX] 625-2818	[FAX] 654-3455	[FAX] 648-9987
見沼区 見沼消防署:681-0119	中央区 中央消防署:852-9119	桜区 桜消防署:836-0119
[FAX] 681-0120	[FAX] 857–8473	【FAX】836-0139
浦和区 浦和消防署:833-1319	南区 南消防署 : 861-0119	緑区 緑消防署:873-0119
[FAX] 833-1233	【FAX】861-1954	【FAX】875-1869
 		

岩槻区 岩槻消防署:797-0119 【FAX】798-0789

被災者のみなさまへ

ご存知ですか?

令和元年10月18日 内閣府・総務省・法務省

- ★運転免許のような許認可等の存続期間(有効期間)が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(処分や刑罰を受けません)
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます
- ※ 令和元年台風第19号による災害が特定非常災害に指定されることにより、 特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。
 - ① 運転免許のような許認可等について、存続期間(有効期間)が 最長で令和2年3月31日(火)まで延長されます。
 - ◎令和元年10月10日(木)以後に満了する許認可等が対象です。
 - ◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められます。告示で定められた許認可等の内容や相談容口については

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、 総務省特設ページ (http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html) などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方 などについても、申出により、満了日の延長が認められる 場合があります。



総務省 特設ページ

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(令和2年1月31日 (金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日(金)までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日(土)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定**はされません。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続 人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和元年10月10日 以後に満了するもの)が**令和2年5月29日(金)まで延長**されます。

⑤民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、<u>令和元年10月10日(木)から**令和4年9月30**日(金)まで</u>に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

- ◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。 〔関連リンク〕
- ◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html 各地の裁判所一覧

http://www.courts.go.jp/map.html

参考情報:日本司法支援センター(法テラス)の支援について

法テラスでは,法的問題について,解決に役立つ法制度や各種手続,相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので,詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤルの120-078309

受付時間:平日 9:00~21:00

土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)